

四半期報告書

(第25期第1四半期)

自 平成27年4月1日

至 平成27年6月30日

コムシード株式会社

東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- | | |
|---------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 1 |

第2 事業の状況

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 事業等のリスク | 2 |
| 2 経営上の重要な契約等 | 2 |
| 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 3 |

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 株式の総数等 | 4 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 5 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 9 |
| (4) ライツプランの内容 | 9 |
| (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 9 |
| (6) 大株主の状況 | 9 |
| (7) 議決権の状況 | 10 |

- | | |
|---------|----|
| 2 役員の状況 | 10 |
|---------|----|

第4 経理の状況 11

1 四半期財務諸表

- | | |
|--------------|----|
| (1) 四半期貸借対照表 | 12 |
| (2) 四半期損益計算書 | 13 |

注記事項

- | | |
|---------------------|----|
| (四半期キャッシュ・フロー計算書関係) | 14 |
| (株主資本等関係) | 14 |
| (セグメント情報等) | 14 |
| (1株当たり情報) | 15 |
| (重要な後発事象) | 15 |

- | | |
|-------|----|
| 2 その他 | 15 |
|-------|----|

第二部 提出会社の保証会社等の情報 16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月12日
【四半期会計期間】	第25期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽成 正己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03) 5289-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 小倉 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【電話番号】	(03) 5289-3114
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 小倉 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期 第1四半期 累計期間	第25期 第1四半期 累計期間	第24期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
売上高 (千円)	299,631	246,915	1,212,462
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	197	△7,380	93,873
四半期純損失 (△) 又は当期純利益 (千円)	△876	△7,896	109,081
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	655,118	781,887	681,975
発行済株式総数 (株)	4,643,400	5,188,995	4,773,718
純資産額 (千円)	229,598	586,164	392,393
総資産額 (千円)	544,339	803,394	748,369
1株当たり四半期純損失金額 (△) 又は1株当たり当期純利益金額 (円)	△0.19	△1.56	23.19
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	—	—	22.08
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	42.0	72.7	52.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は持分法を適用する関連会社がないため記載しておりません。
4. 第24期第1四半期累計期間及び第25期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

相手方の名称	契約の名称	契約の内容	締結日	契約期間
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	第4回新株予約権コミットメント条項付き第三者割当て契約	新株予約権の発行 (注)	平成27年5月25日	—
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	総数引受契約書	新株予約権の発行 (注)	平成27年5月25日	—

(注) 詳細は「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、企業業績の改善や個人消費と雇用情勢の回復が見られ、比較的順調に推移はしておりますが、海外経済の減速懸念もあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境は、世界のゲームコンテンツ市場におけるスマートフォンやタブレットでのゲームが前年より45.4%増加し、国内のアプリゲームユーザーは3,376万人と推定されるなど、スマートフォン端末でのゲーム市場が引き続き拡大を続けております（参考：ファミ通ゲーム白書2015）。

このような中、当社はスマートフォン向けのゲームアプリケーションの開発・サービスを中心に事業を展開しております。当第1四半期累計期間の売上高につきましては、既存のソーシャルゲームが順調に推移した一方で、スマートフォン向け新規ゲームアプリのリリースが遅延したため、全体としては前年同期を下回ることとなりました。また、売上高の伸びが不足した分、ゲームパブリッシング事業展開に向けた人件費の増加や、資金調達にともなう営業外費用の発生を吸収しきれず、利益面につきましても前年同期を下回る結果となりました。

以上の結果、売上高は246,915千円（前年同期比17.6%減）、営業損失4,601千円（前年同期は営業利益5,614千円）、経常損失7,380千円（前年同期は経常利益197千円）、四半期純損失7,896千円（前年同期は四半期純損失876千円）となりました。

なお、当社はモバイル事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、事業におけるサービス分野別の主な取り組みは、以下のとおりであります。

①ソーシャルゲームについては、グリー株式会社が展開する「GREE」で展開中のバーチャルホール『グリパチ』において、新機種投入やイベントの実施などを行い、会員数が250万人を突破いたしました。結果、売上高も順調に推移しております。

また、ネイティブアプリと同時進行で開発している新規ソーシャルゲームについても、今夏のサービス開始に向けて事前登録を開始いたしております。

②スマートフォンネイティブアプリ関連については、配信予定であった人気パチスロ機のアプリ配信が遅延し、また新作のバトルゲーム「selector battle with WIXOSS」iOS版のリリース遅延の影響もあって、前年同期の売上高を下回りました。一方で当四半期には新作ネイティブアプリの開発が進み、リリースに向けて準備を進めております。

③SNSゲームノウハウを生かしたBtoB（企業間取引）向け受託開発・運営に関しては、当四半期も順調に推移しております。

(2) 財政状態に関する説明

①資産

当第1四半期会計期間末における資産は55,024千円増加し、803,394千円（前事業年度末比7.4%増）となりました。これは、主に現金及び預金80,895千円、無形固定資産31,353千円の増加と受取手形及び売掛金63,306千円の減少によるものです。

②負債

当第1四半期会計期間末における負債は138,746千円減少し、217,229千円（前事業年度末比39.0%減）となりました。これは、主に転換社債型新株予約権付社債100,000千円、買掛金23,647千円の減少によるものです。

③純資産

当第1四半期会計期間末における純資産は193,771千円増加し、586,164千円（前事業年度末比49.4%増）となりました。これは、四半期純損失7,896千円を計上したものの、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使と第三者割当による増資で資本金99,912千円、資本剰余金99,912千円が増加し、第4回新株予約権の発行による新株予約権1,842千円が増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,188,995	5,188,995	名古屋証券取引所 (セントレックス)	単元株式数 100株
計	5,188,995	5,188,995	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成27年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権

決議年月日	平成27年5月25日
新株予約権の数(個)	275
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	275,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	726
新株予約権の行使期間	自 平成27年6月11日 至 平成29年6月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式275,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1,000株とする。)

但し、下記(注)1.(2)から(4)の規定により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が下記(注)2.の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(注)2.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記(注)2.(3)②及び⑤の規定による行使価額の調整に関し、各規定に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、726円とする。ただし、下記(注)2.(3)の規定に従って調整されるものとする。

(3) 行使価額の調整

- ①当社は、本新株予約権の発行後、下記(注)2.(3)②に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- i) 下記(注)2.(3)④ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ii) 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- iii) 下記(注)2.(3)④ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は(注)2.(3)④ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(注)2.(3)④ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- v) 上記(注)2.(3)②i)からiv)までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには上記(注)2.(3)②i)からiv)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ④ i) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- ⑤上記（注）2.（3）②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- i) 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - iii) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成27年4月8日 (注) 1	277,777	5,051,495	50,000	731,975	50,000	163,084
平成27年6月11日 (注) 2	137,500	5,188,995	49,912	781,887	49,912	212,997

(注) 1. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使がなされ、発行済株式総数が277,777株、資本金及び資本準備金がそれぞれ50,000千円増加しております。

2. 有償第三者割当

発行価格 726円

資本組入額 363円

割当先 株式会社サイカン

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,773,400	47,734	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 318	—	—
発行済株式総数	普通株式 4,773,718	—	—
総株主の議決権	—	47,734	—

（注）平成27年4月8日付で第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使により、277,777株、議決権個数2,777個が増加し、平成27年6月11日を払込期日とする第三者割当による増資により、137,500株、議決権個数1,375個が増加しております。

② 【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	313,607	394,502
受取手形及び売掛金	239,951	176,645
商品及び製品	5,827	5,924
原材料及び貯蔵品	2,857	2,655
その他	29,346	37,590
貸倒引当金	△21	-
流動資産合計	591,569	617,318
固定資産		
有形固定資産	18,588	17,327
無形固定資産	91,927	123,280
投資その他の資産		
その他	46,284	45,466
投資その他の資産合計	46,284	45,466
固定資産合計	156,800	186,075
資産合計	748,369	803,394
負債の部		
流動負債		
買掛金	100,607	76,959
1年内返済予定の長期借入金	16,668	16,668
未払法人税等	8,969	1,625
その他	81,172	77,585
流動負債合計	207,417	172,838
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	100,000	-
長期借入金	16,664	12,497
退職給付引当金	10,269	10,269
役員退職慰労引当金	19,197	19,197
その他	2,427	2,427
固定負債合計	148,557	44,390
負債合計	355,975	217,229
純資産の部		
株主資本		
資本金	681,975	781,887
資本剰余金	113,084	212,997
利益剰余金	△402,906	△410,802
株主資本合計	392,153	584,082
新株予約権	240	2,082
純資産合計	392,393	586,164
負債純資産合計	748,369	803,394

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
売上高	299,631	246,915
売上原価	204,331	148,871
売上総利益	95,300	98,043
販売費及び一般管理費	89,685	102,644
営業利益又は営業損失(△)	5,614	△4,601
営業外収益		
受取利息	-	3
貸倒引当金戻入額	567	-
業務受託料	-	660
その他	0	0
営業外収益合計	567	663
営業外費用		
支払利息	215	141
支払手数料	286	863
株式交付費	-	2,438
社債発行費	5,482	-
営業外費用合計	5,983	3,442
経常利益又は経常損失(△)	197	△7,380
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	197	△7,380
法人税、住民税及び事業税	1,074	515
法人税等合計	1,074	515
四半期純損失(△)	△876	△7,896

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
減価償却費	4,687千円	8,262千円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、第2回新株予約権の行使に伴い、前事業年度末から当第1四半期会計期間末までに合計47,502千円の資金調達を行いました。

この結果、当第1四半期累計期間において資本金が23,751千円、資本準備金が23,751千円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が655,118千円、資本準備金が86,227千円となっております。

II 当第1四半期累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

株主資本の金額の著しい変動

平成27年4月8日付で、株式会社サイカンが保有する第2回無担保転換社債型新株予約権付社債について権利行使がなされ、資本金が50,000千円、資本準備金が50,000千円増加しました。また、平成27年6月11日に株式会社サイカンから第三者割当増資の払込みを受け、資本金が49,912千円、資本準備金が49,912千円増加しました。

この結果、当第1四半期累計期間において資本金が99,912千円、資本準備金が99,912千円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が781,887千円、資本準備金が212,997千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】**I 前第1四半期累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)**

セグメント情報については、モバイル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第1四半期累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

セグメント情報については、モバイル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 (△)	△ 0 円19銭	△ 1 円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額 (△) (千円)	△876	△7,896
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額 (△) (千円)	△876	△7,896
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,525,042	5,060,347
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前事業年度末から重要な 変動があったものの概要	—	平成27年5月25日の取締役会決議に基づく第三者割当による第4回新株予約権(目的となる株式の数275,000株) なお、この概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成27年8月10日

コムシード株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコムシード株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第25期事業年度の第1四半期会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、コムシード株式会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月12日
【会社名】	コムシード株式会社
【英訳名】	CommSeed Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽成 正己
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長羽成正己は、当社の第25期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。